

平成28年度 長崎県被災建築物応急危険度判定士養成講習会のご案内

(主催:長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会)

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的としています。

この判定を行う「被災建築物応急危険度判定士」の養成講習会を下記のとおり開催しますので、皆様方の受講および登録をお願いします。

○受講対象者

長崎県内に在住もしくは勤務している次の何れかに該当する方で「被災建築物応急危険度判定士」として登録していただける方。(過去に受講された方は再受講の必要はありません。)

- ① 一級、二級および木造建築士
- ② 建築基準適合判定資格者
- ③ 一級建築施工管理技士
- ④ 建築行政の経験を3年以上有する地方公共団体若しくは地方住宅供給公社の職員
- ⑤ 市町長が推薦する地方公共団体の職員

○日時・場所

佐世保会場 (定員 80 名)	平成 28 年 12 月 19 日 (月) 13:30～16:00 (13:00 開場) 佐世保市中央公民館 サンクル 4 番館 1階 講堂 (佐世保市常盤町 6-1)
長崎会場 (定員 80 名)	平成 28 年 12 月 20 日 (火) 13:30～16:00 (13:00 開場) 出島交流会館 2階 会議室 (長崎市出島町 2-11)

○講義内容・講師

内容 : 被災建築物応急危険度判定の概要および判定基準について

講師 : 長崎県建築課職員

○受講・登録費用 無料

○持参するもの

- ① 筆記用具 ② 印鑑 ③ 資格証の写し(建築士、建築基準適合判定資格、一級建築施工管理技士) 若しくは市町長の推薦状 ④ 認定申請書貼付用の写真2枚
(写真は、申請日前6ヶ月以内に無帽、正面、上半身、無背景で撮影し、縦 3.0cm×横 2.4cmのサイズで裏面に氏名を記載したもの)

○申込方法

別紙申込用紙に必要事項をご記入のうえ、県建築課へ郵送、FAX、メールのいずれかにより、12月9日(金)までにお申し込みください。

申込み先 長崎県土木部建築課 審査指導班

① 郵送の場合 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

② FAXの場合 095-827-3367

③ e-mailの場合 s08060-shinsa@pref.nagasaki.lg.jp